

平成28年度全国特別支援学級設置学校長協会定期総会

日時:平成28年6月21日(火)
場所:東京ガーデンパレス

特別支援教育行政の現状と課題

1. 特別支援教育の現状と課題	1.
2. 特別支援教育に関わる最近の動向	19.
3. 障害者の権利に関する条約への対応	49.
4. 平成28年度特別支援教育関係予算等	62.
5. その他	82.

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課長 丸山 洋司



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 特別支援教育の現状と課題

特別支援教育について

- 障害のある子供については、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う必要がある。
- このため、障害の状態等に応じ、特別支援学校(※1)や小・中学校の特別支援学級(※2)、通級による指導(※3)等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用した指導や支援が行われている。
- 特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。

(※1)特別支援学校

- ・ 障害の程度が比較的重い子供を対象として教育を行う学校。公立特別支援学校(小・中学部)の1学級の標準は6人(重複障害の場合3人)。対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱(身体虚弱を含む)。
⇒平成19年4月から、児童生徒等の障害の重複化等に対応した適切な教育を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度から複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校の制度に転換。

(※2)特別支援学級

- ・ 障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を標準(公立))。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。必要に応じて特別支援

(※3)通級による指導

- ・ 小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業(主として各教科などの指導)を通常の学級で行いながら、週に1単位時間～8単位時間(LD、ADHDは月1単位時間から週8単位時間)程度、障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態。対象とする障害種は言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由及び病弱・身体虚弱。

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成27年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 1009万人



特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

H17年比で1.3倍

0.69%
(約7万人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

H17年比で2.1倍

2.00%
(約20万1千人)

(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万8千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症 **0.89%**
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害(LD) (約9万人)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害(ADHD)

H17年比で2.3倍

3.58%

(約36万2千人)



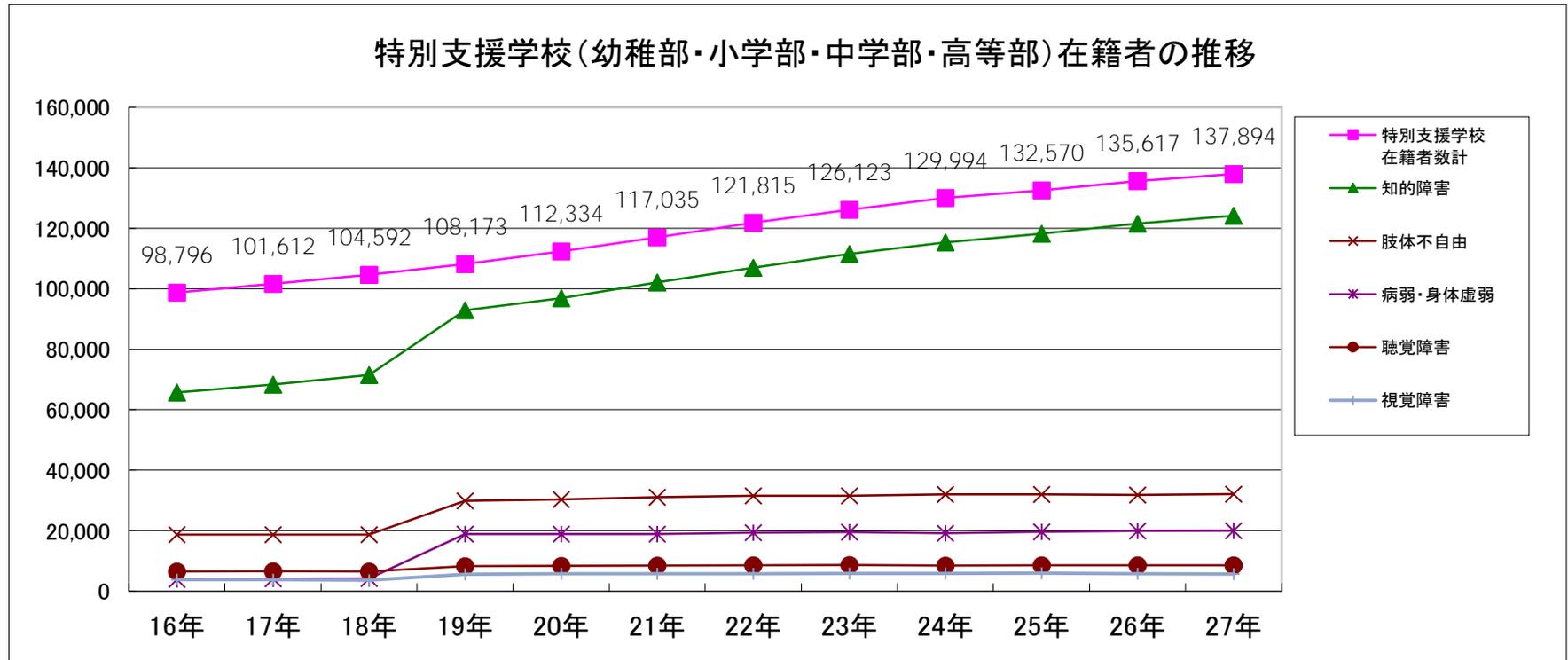
発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒：6.5%程度*の在籍率

※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2,100人(うち通級：約250人))

特別支援教育の現状 ～特別支援学校の現状(平成27年5月1日現在)～

※平成18年度までの表記は盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。



	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	83	118	745	345	145	1,114
在籍者数	5,716	8,625	124,146	32,089	20,050	137,894

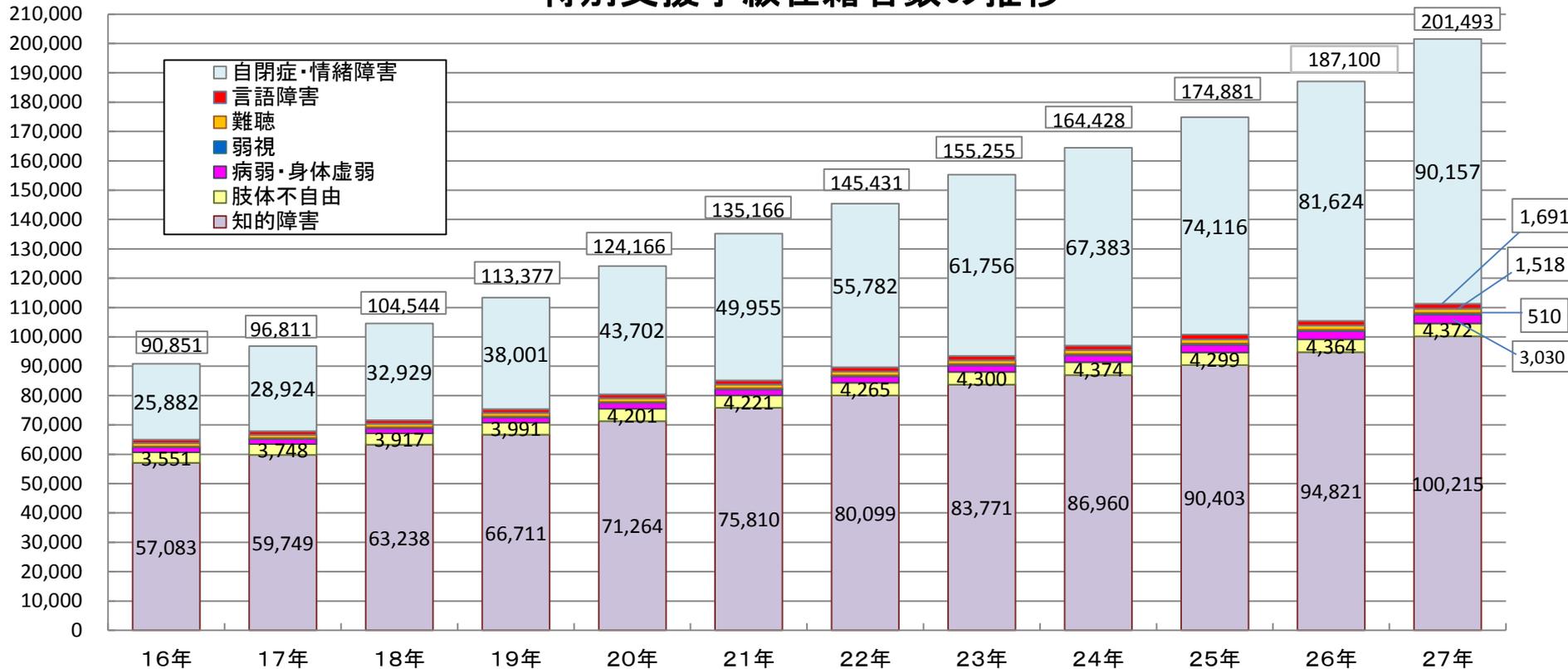
※注：在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注：学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

特別支援教育の現状 ～特別支援学級の現状(平成27年5月1日現在)～

特別支援学級は、障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

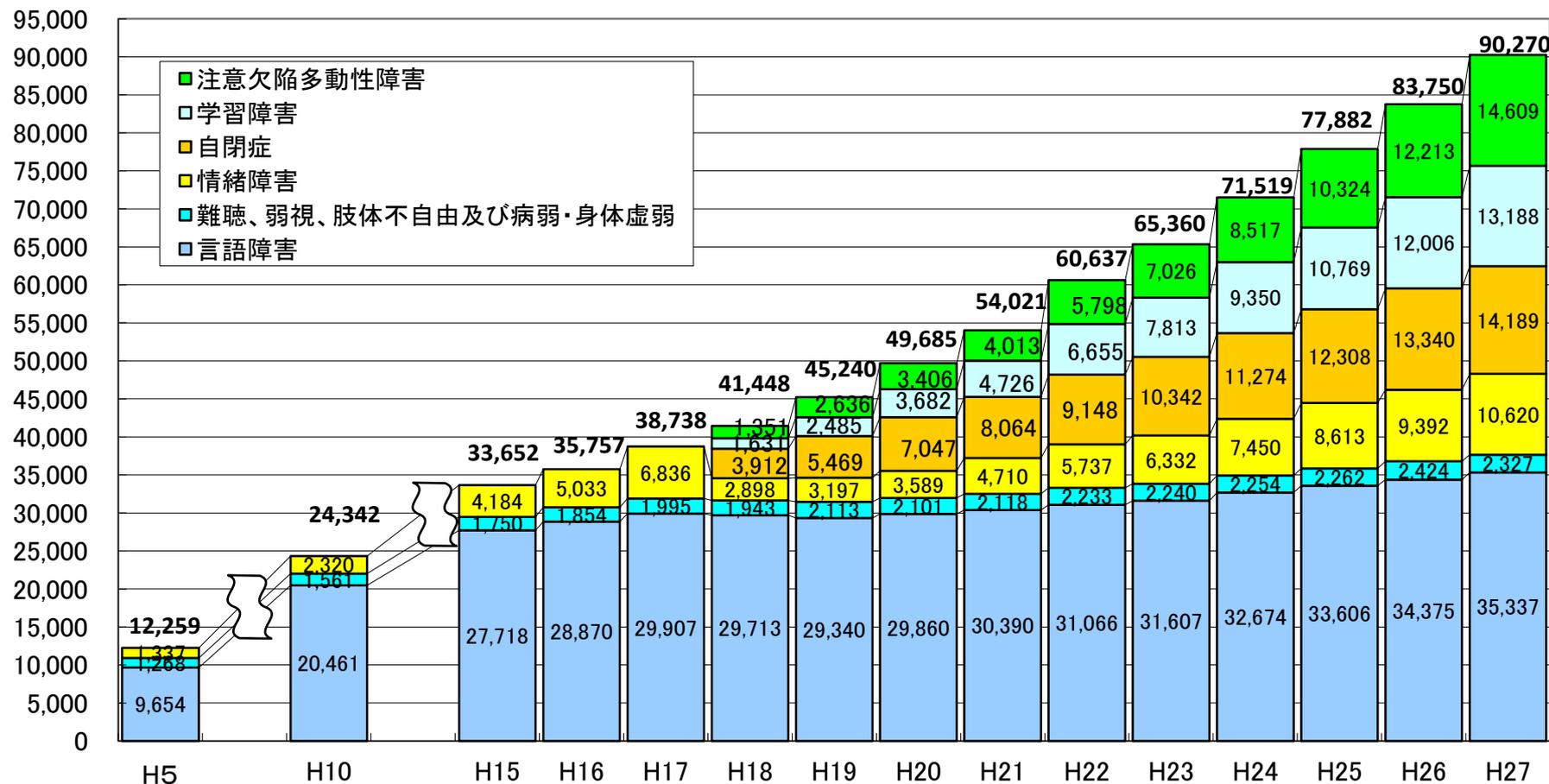
特別支援学級在籍者数の推移



	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	25,432	2,846	1,792	440	996	589	22,491	54,586
在籍者数	100,215	4,372	3,030	510	1,518	1,691	90,157	201,493

特別支援教育の現状 ～通級による指導の現状(平成27年5月1日現在)～

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

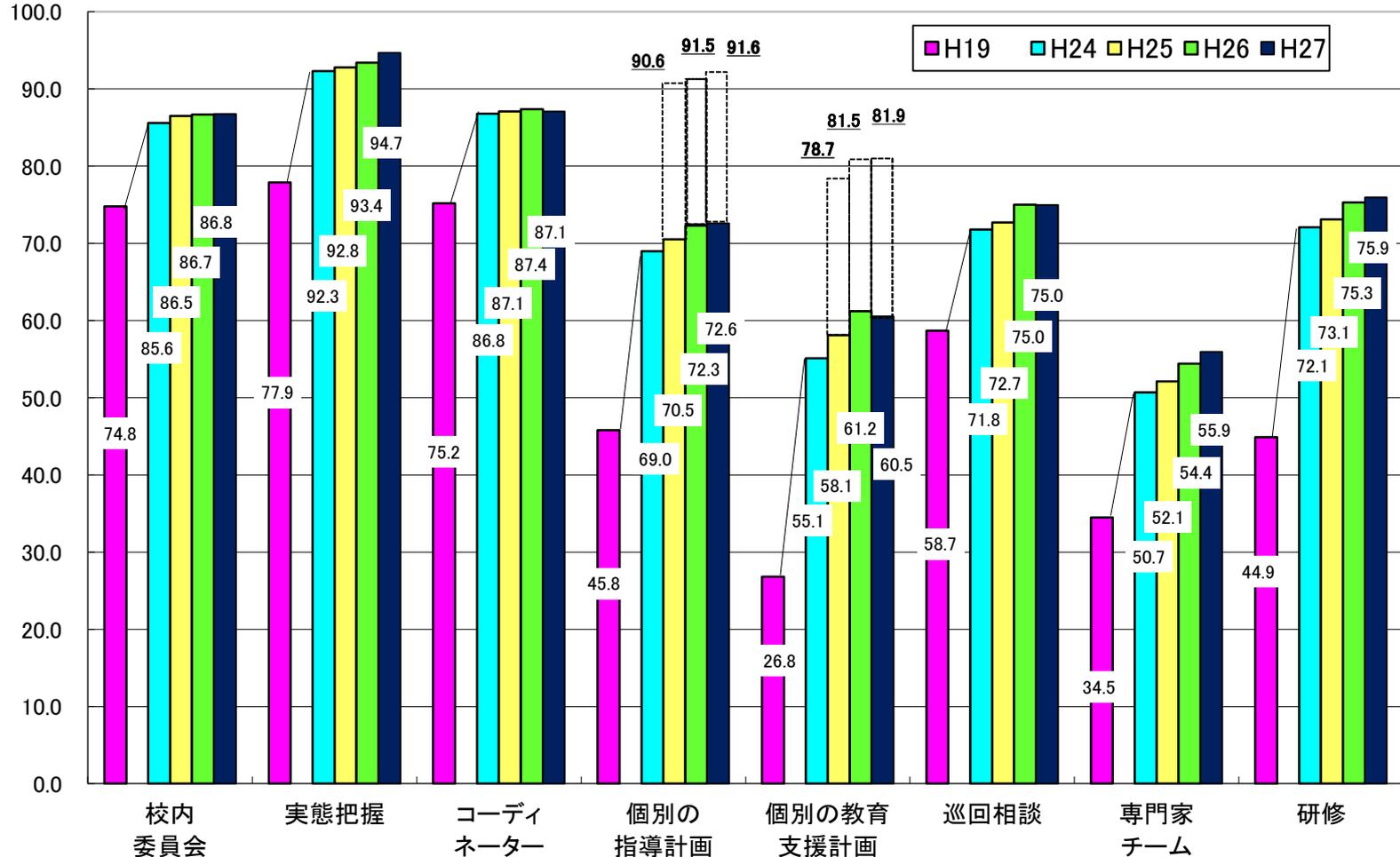
※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

特別支援教育の現状 ～学校における支援体制の整備状況・課題～

(1) 幼稚園、小・中学校、高等学校の状況

●全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえる。

国公立計・幼小中高計・項目別実施率－全国集計グラフ(平成19～27年度)

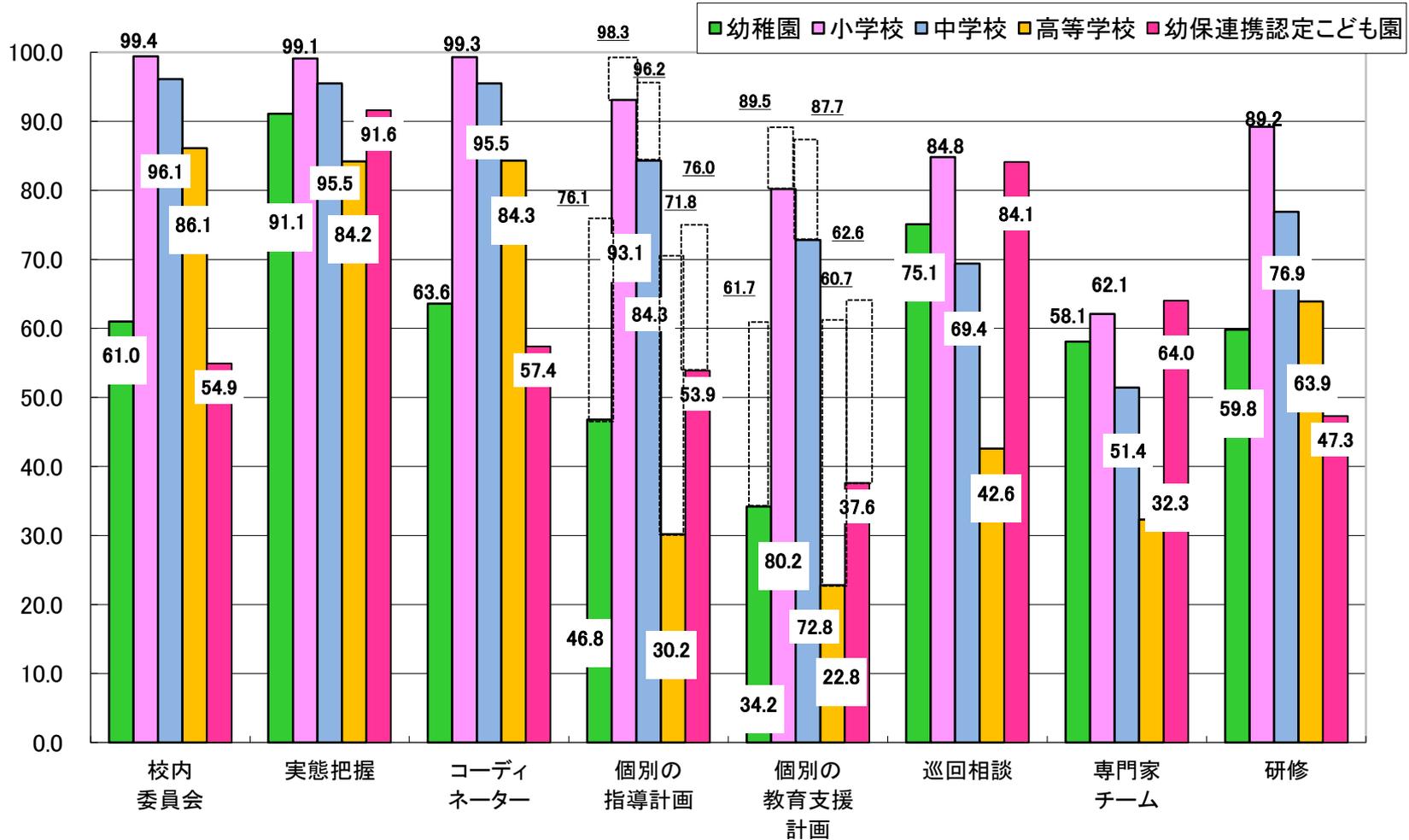


※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

特別支援教育の現状 ～学校における支援体制の整備状況・課題～

●小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校の体制整備は依然として課題である。

国公立計・幼小中高別・項目別実施率－全国集計グラフ(平成27年度)

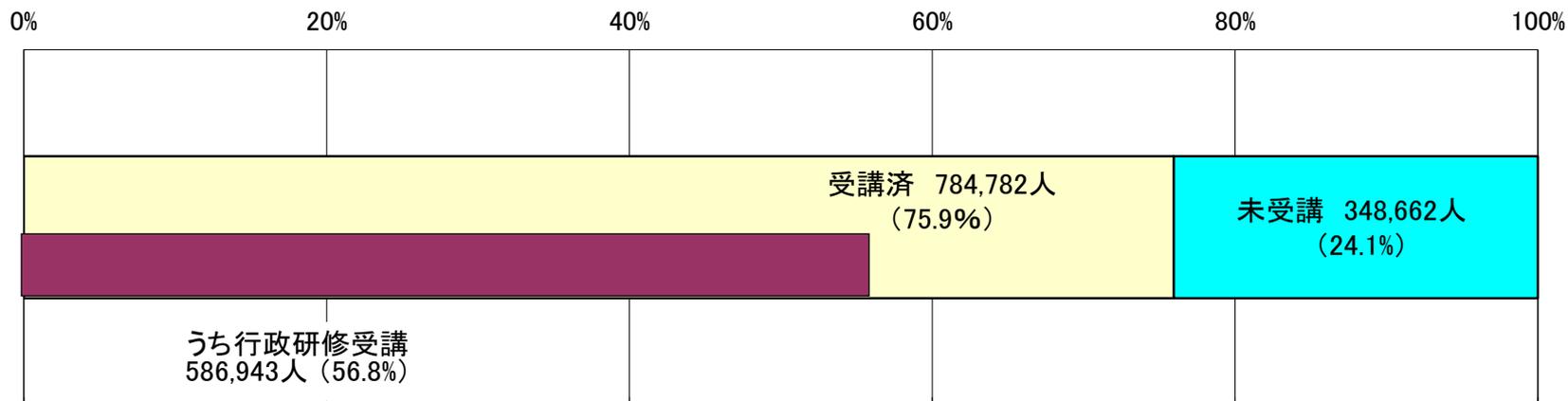


※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

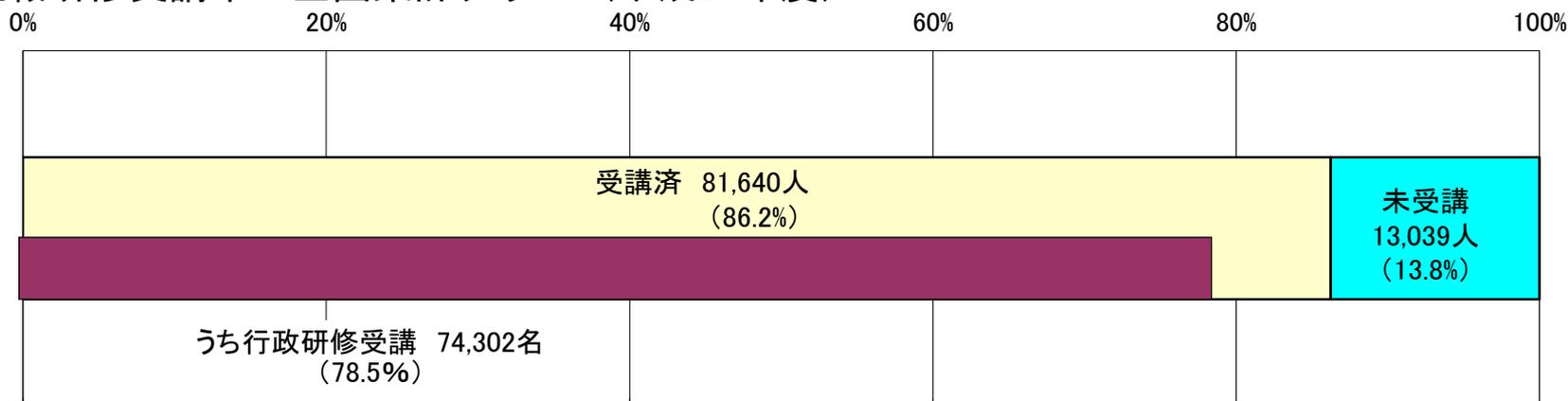
特別支援教育の現状

～特別支援教育に関する教員研修の受講状況(平成27年9月1日現在)～

①国公立計・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・幼保連携型認定こども園における教員研修受講率－全国集計グラフ（平成27年度）



②国公立計・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・幼保連携型認定こども園における管理職研修受講率－全国集計グラフ（平成27年度）



教員の専門性の向上

改正障害者基本法

第16条第4項 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

特別支援学校教諭免許状の保有状況 (平成26年5月1日現在 文部科学省調べ)

特別支援学校の教員
72.7%

本来保有しなければならないもの

特別支援学級の教員
30.5%

専門性の観点から保有が望ましい

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）

平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会

- 特別支援学校の教員は必ず特別支援学校教諭免許状を保有するという方向で進めるべきである。

今後の学制等の在り方について（第5次提言） 平成26年7月3日 教育再生実行会議

- （略）発達障害児を含む特別支援教育を必要とする児童生徒に対して、きめ細かい指導や社会的自立に向けた支援を行うことができるよう、国及び地方公共団体は、教師の専門的指導力の向上とともに、教職員配置や専門スタッフの充実を図る。教師が特別支援教育に関する知識・技能を身に付けることができるよう、特別支援学校の教師は必須化も視野に入れ、特別支援学校免許状の取得を促進する。

特別支援学校教諭等免許状の保有状況

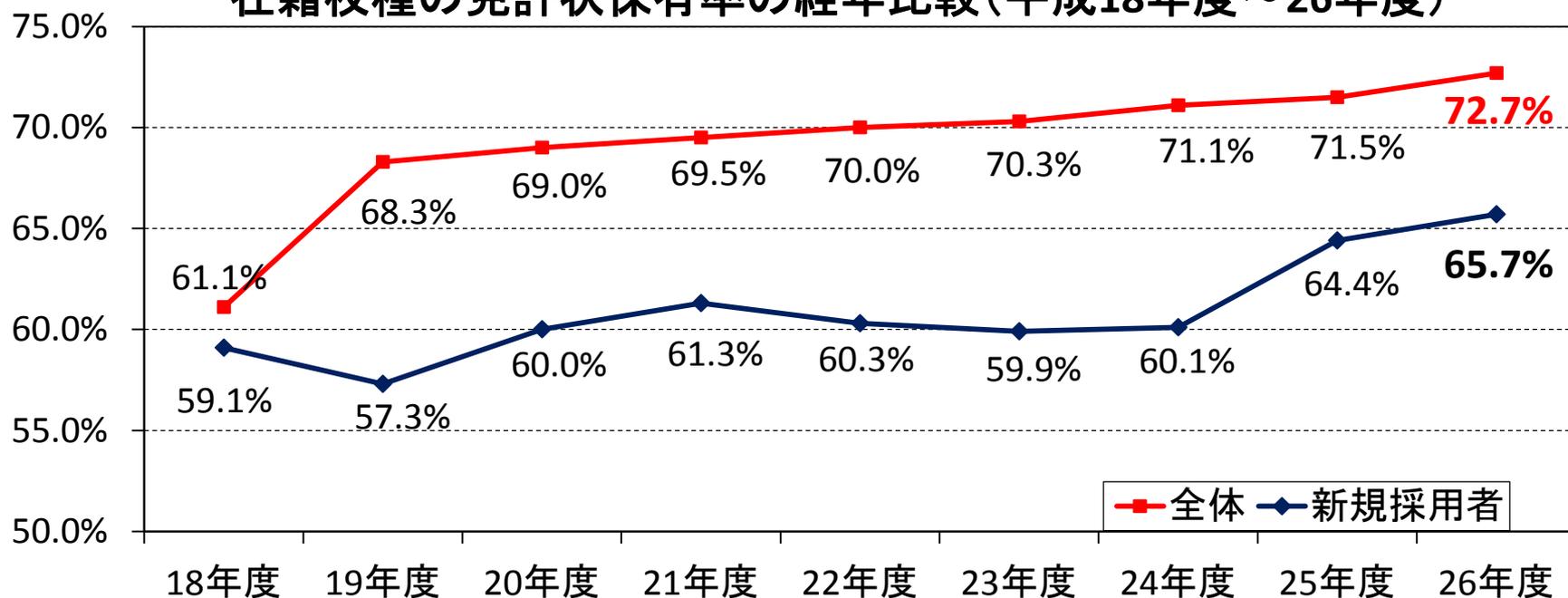
(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率:72.7%(H26年度) ⇒ 本来保有すべきもの

※教育職員免許法附則第16項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率及び新規採用者の保有率ともやや上昇(H26年度)
- ・免許状保有者の採用・配置、非保有者への認定講習の受講促進など、計画的な取組が必要

在籍校種の免許状保有率の経年比較(平成18年度～26年度)



※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。

平成19年度～26年度は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合:30.5%(前年度同ポイント)

特別支援学校教諭等免許状の保有状況

平成25年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等の調査の結果を受けて

文部科学省においては、都道府県・政令指定都市に対し、調査結果を送付するとともに、以下の事項に御留意しつつ、計画的な特別支援学校教諭等免許状保有率向上の取組を進め、特別支援学校教員の専門性向上に引き続き努めるよう要請。

1. 採用、配置、研修(免許法認定講習等)を通じた特別支援学校教諭等免許状保有率向上を中期計画などに位置付け、計画的な保有率の向上に努めていただきたいこと。その際、特別支援学校教諭等免許状の認定課程を有する大学等と連携しながら取組を進めるよう努めていただきたいこと。
2. 特別支援学校の教員の採用や配置に当たっては、特別支援学校教諭等免許状の保有を前提とするよう努めていただきたいこと。同免許状を保有せずに特別支援学校に勤務することとなった教員には、可能な限り早期に保有させるなどの方針を教育委員会等が明確に示し、必要な環境整備や免許法認定講習等が最優先で受けられるような配慮をお願いしたいこと。
受講に当たっては、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における長期研修、近隣の大学や教育委員会における免許法認定講習、放送大学などの通信制大学等の活用も含め、受講機会の拡大に努めていただきたいこと。
3. 免許法認定講習と免許状更新講習は、互いに認定を受けることができるため、教育委員会の実施する認定講習については免許状更新講習としても申請し、特別支援学校教諭等免許状の取得に向けた効率的な受講に配慮いただきたいこと。

4. 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状の保有を促進するとともに、各種研修の受講機会の拡大等により専門性の向上に努めていただきたいこと。
5. 小・中学校の特別支援学級や通級による指導を担当する教員についても、特別支援教育の専門性の向上に資する各種研修の受講機会の拡大や特別支援学校教諭等免許状の取得の奨励に努めていただきたいこと。
また、各学校において、経験のない新規採用された教員一人のみを担当として配置することは適当ではなく、中核となる教員の指導・助言のもとに担当させるなど、指導体制に十分配慮することが必要であることにもご留意頂きたい。
6. 特別支援学校への勤務が考えられる小・中・高等学校等の教員についても、特別支援学校教諭等免許状を保有することが特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率向上に資することから、免許法認定講習等の受講に努めていただきたいこと。
7. 発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍している小・中・高等学校等の教員についても、特別支援学校教諭免許状取得のための科目(例えば、特別支援教育の基礎理論に関する科目(第1欄)や重複障害・LD等教育に関する科目(第3欄)など)を受講することは有効な研修の機会となること。
8. 今回、特別支援学校教諭等免許状保有率向上に積極的に取り組んでいる教育委員会に提供いただいた具体的な取組事例(下記参照)を紹介しているので、参考にさせていただきたいこと。

【秋田県の取組のポイント】

新規採用教員の高い保有率と地域の大学と連携した教員養成、現職教員への認定講習受講の働きかけ等により、高い免許保有率を維持。

【京都府の取組のポイント】

特別支援学校教員採用選考において特別支援学校教諭免許状保有を志願資格とすることにより新規採用教員の高い免許状保有率と教員免許法認定講習の拡充による相乗効果によって保有率の大幅アップを実現

【高知県の取組のポイント】

特別支援学校教諭免許状の保有率向上に向けた8か年計画を策定し、平成25年度から平成32年度までの8年間ですべての県立特別支援学校教員が、5つのすべての特別支援教育領域の免許状の保有を目指す高い目標を設定。

特別支援学校高等部(本科)卒業後の状況 ①

- ・就職者の割合28.8%(H16 20.4%)、施設・医療機関の割合63.1%(H16 55.9%)。
- ・福祉、労働等関係機関との連携を図り、キャリア教育・就労支援を充実することが必要。

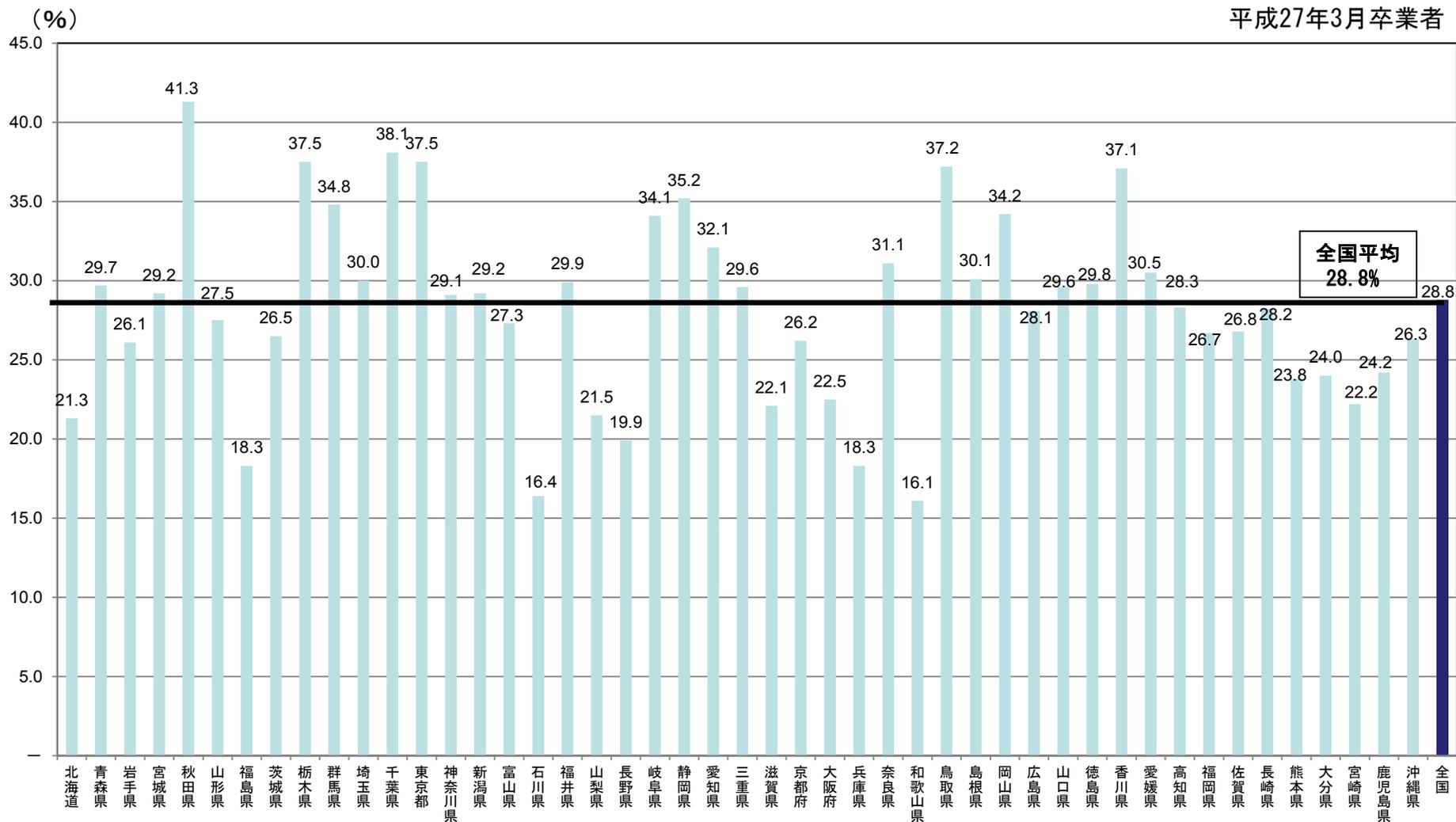
(平成27年3月卒業者)

区分	卒業者	進学者	教育訓練機関等	就職者	施設・医療機関	その他
	人	人	人	人	人	人
計	20,532	428 (2.0%)	376 (1.8%)	5,906 (28.7%)	12,961 (63.1%)	858 (4.2%)
視覚障害	302	98 (32.5%)	13 (4.3%)	49 (16.2%)	110 (36.4%)	32 (10.6%)
聴覚障害	468	183 (39.1%)	28 (6.0%)	180 (38.5%)	66 (14.1%)	11 (2.4%)
知的障害	17,522	73 (0.4%)	267 (1.5%)	5,515 (31.5%)	11,002 (62.8%)	665 (3.8%)
肢体不自由	1,829	49 (2.7%)	32 (1.7%)	106 (5.8%)	1,553 (84.9%)	89 (4.9%)
病弱・身体虚弱	411	25 (6.1%)	36 (8.8%)	59 (14.4%)	230 (56.0%)	61 (14.8%)

※四捨五入のため、各区分の比率の計は必ずしも100%にはならない
 ※施設の中には、児童福祉施設、障害者支援施設等が含まれる。

特別支援学校高等部卒業者の就職率の状況(都道府県別)

平成27年3月卒業者



特別支援学校における教室不足の解消について(平成28年2月)

(各都道府県教育委員会施設主管課長及び特別支援教育主管課長あて、施設助成課及び特別支援教育課長連名通知)

- 新設校の設置、校舎の増築、分校・分教室による対応等、教室不足の解消に引き続き取り組みたい。
 - 増加傾向にある児童生徒数を的確に把握し、解消計画を順次策定・更新するなど、学校現場と調整の上、教育上支障がでないよう適切な対応をお願いしたい。
- (平成26年度に、廃校や余裕教室等を活用した特別支援学校の新設、分校・分教室の整備に係る補助制度を創設。)

公立特別支援学校における教室不足の現状

(平成27年10月1日現在)

番号	都道府県名	不足教室数
1	北海道	105
2	青森県	62
3	岩手県	58
4	宮城県	72
5	秋田県	2
6	山形県	12
7	福島県	49
8	茨城県	154
9	栃木県	121
10	群馬県	68
11	埼玉県	217
12	千葉県	204
13	東京都	259
14	神奈川県	304
15	新潟県	101
16	富山県	3

番号	都道府県名	不足教室数
17	石川県	0
18	福井県	3
19	山梨県	37
20	長野県	45
21	岐阜県	111
22	静岡県	184
23	愛知県	242
24	三重県	75
25	滋賀県	83
26	京都府	41
27	大阪府	43
28	兵庫県	105
29	奈良県	43
30	和歌山県	49
31	鳥取県	19
32	島根県	76

番号	都道府県名	不足教室数
33	岡山県	29
34	広島県	58
35	山口県	50
36	徳島県	47
37	香川県	17
38	愛媛県	40
39	高知県	21
40	福岡県	103
41	佐賀県	17
42	長崎県	18
43	熊本県	171
44	大分県	38
45	宮崎県	41
46	鹿児島県	0
47	沖縄県	25
合計		3,622(※3,963)

(注) 福島県については、現在も東日本大震災の影響により、一部の学校で児童・生徒が県内外の学校等に分散している状況があるが、その影響についてもそのまま反映させた。

※()は平成26年10月1日現在

○校内支援体制の整備

(インクルーシブ教育システム構築に向けた多様な学びの場)

- 通級指導等の教員加配、特別支援教育支援員、医療的ケアのための看護師配置等の充実
- インクルーシブ教育システム構築事業ほか各種事業の実施 など

○教員の専門性の向上

- 特別支援学校教諭免許状保有率の向上(大学等での認定講習の拡充 など)
※現状:特別支援学校:72.7%、特別支援学級:30.5%(H26.5.1)
- 全ての教員の専門性向上 など

○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援

- 学校生活不適応・二次障害を防ぐ観点を含めた早期からの継続支援 など
※障害のある子供が分かりやすい授業は全ての子供が分かりやすいもの

○次期学習指導要領に向けた対応

(インクルーシブ教育システムの理念)

- 全ての学校において発達障害を含めた障害のある子供たちに対する特別支援教育を進めるための見直し など

○高等学校における特別支援教育の推進

- 高校通級モデル事業、高校における通級指導の制度化(H30運用開始予定)、自立と社会参加に向けた高校段階のキャリア教育・就労支援充実事業 など

○特別支援学校の教室不足の解消

- 計画的な解消を促す通知発出(H28.2)、廃校や余裕教室等を活用した特別支援学校の建物整備に係る補助制度の創設(H26年度) など

○障害者理解・心のバリアフリーの推進(2020年東京オリパラ開催)

- インクルーシブ教育システムの推進、交流及び共同学習の充実 など

○障害者差別解消法(H28.4施行)への対応

- 合理的配慮に関する教育分野のガイドライン作成(H27.11告示)など



2. 特別支援教育に関わる最近の動向

次世代の学校指導体制の在り方について（中間まとめ） ～基本的な考え方～

現在の学校指導体制

- 教員が、教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体的に行う「日本型学校教育」は、国際的にも高く評価される大きな成果。
- 世界トップレベルの学力を維持する一方、根拠・理由を示して自分の考えを述べること等に課題。
- 義務標準法に基づく、主に標準的な授業時数に応じた算定による教職員配置。

+

更なる対応が必要な課題

- グローバル化の進展、生産年齢人口の減少等、将来の予測が困難な時代の到来
- 主体的な判断、多様な人々との協働、問題発見・解決能力などが一層重要
- 「社会に開かれた教育課程」を実現するための学習指導要領の改訂・実施への対応
- 格差の再生産・固定化
- 特別支援教育の対象となる子供の増加への対応、インクルーシブ教育システムの構築
- いじめ、児童生徒の暴力行為、不登校、児童虐待など、児童生徒を取り巻く諸課題の複雑化・多様化
- 外国人児童生徒等の増加
- 過疎化の進行
- 地域社会の支え合いの希薄化
- 家庭の孤立化

次世代の学校像

今まで以上に、子供たちに向き合う時間を確保し、質の高い授業や、個に応じた重点的な学習指導によりこれからの時代に必要な資質・能力を保障

特別な配慮を必要とする子供たちの自立と社会参加を目指し、多様な子供たち一人一人の状況に応じ、それぞれが持つ能力を最大限に伸長

「地域とともにある学校」への転換を図り、学校と地域の連携・協働による社会総がかりの教育を実現

学校指導体制の改善・充実

- 「次世代の学校」の創生に必要な教職員定数の充実
- 地方公共団体にとって安定的・計画的な採用・配置を行いやすくする仕組みの拡充

これからの時代を支える、創造力をはぐくむ教育へ転換。

「次世代の学校・地域」創生プランを実現し、

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現。

次世代の学校指導体制の在り方について（中間まとめ）

～具体的な課題への対応～

- 特別支援教育の対象児童生徒数は、約34万人
- 通級指導を受ける児童生徒は、10年間で2.3倍
- 地方からの要望の87%しか実際に定数措置できていない

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒等は、10年間で1.6倍
- 日本語指導が必要な外国人児童生徒等の2割が、必要な指導を受けられていない

- 経済的援助を受ける家庭の児童生徒数は、16人に1人（平成7年度）から、6人に1人（平成25年度）に増加
- 子供の貧困率16.3%（OECD平均13.3%）

- いじめ重大事態の発生件数は449件
- 小中学生の不登校 約12.3万人
- 不登校だった生徒の高校中退率は約10倍
- 小学校の暴力行為 約1.1万件（平成26年度は平成9年度の約8倍）

- アクティブ・ラーニングの視点をいかした学習（深い学び、対話的な学び、主体的な学び）の推進の必要
- 高学年における学習内容の高度化
- 低学年の学力差が、その後の学力差の拡大に大きく影響

- **通級指導担当教員の充実**
- **特別支援教育コーディネーターの定数拡充**
- **学習支援を行うサポートスタッフの充実**
- **特別支援学校教諭免許状の保有率引上げ**

- **外国人児童生徒等指導担当教員の充実**
- **日本語指導支援員、母語支援員の充実**

- **貧困による教育格差の解消のための教員の定数拡充**
- **スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充（常勤・国庫負担化等の検討を含む。）**

- **児童生徒支援専任教員の配置拡充**
- **スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充（常勤・国庫負担化等の検討を含む。）**
- **教育支援センターの全国展開・強化**
- **不登校特例校の設置促進**

- **専科指導のための戦略的な定数確保（小学校外国語、理科、音楽、体育等）**
- **学年段階や習熟状況に応じた少人数教育に必要な定数の充実**
- **各自治体から提案された教育政策と連動した「先進取組加配枠（仮称）」の設定**
- **新たな教員研修制度に対応した加配措置の充実**

個々に応じた指導を受けられる児童生徒の割合 **100%**
特別支援学校教員の免許状保有率 **100%**

集中的な支援により、日本語指導を受けられる児童生徒の割合 **100%**

集中的な支援により、学力に深刻な課題を有する学校の解消（1000校程度）

全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられる体制の確立

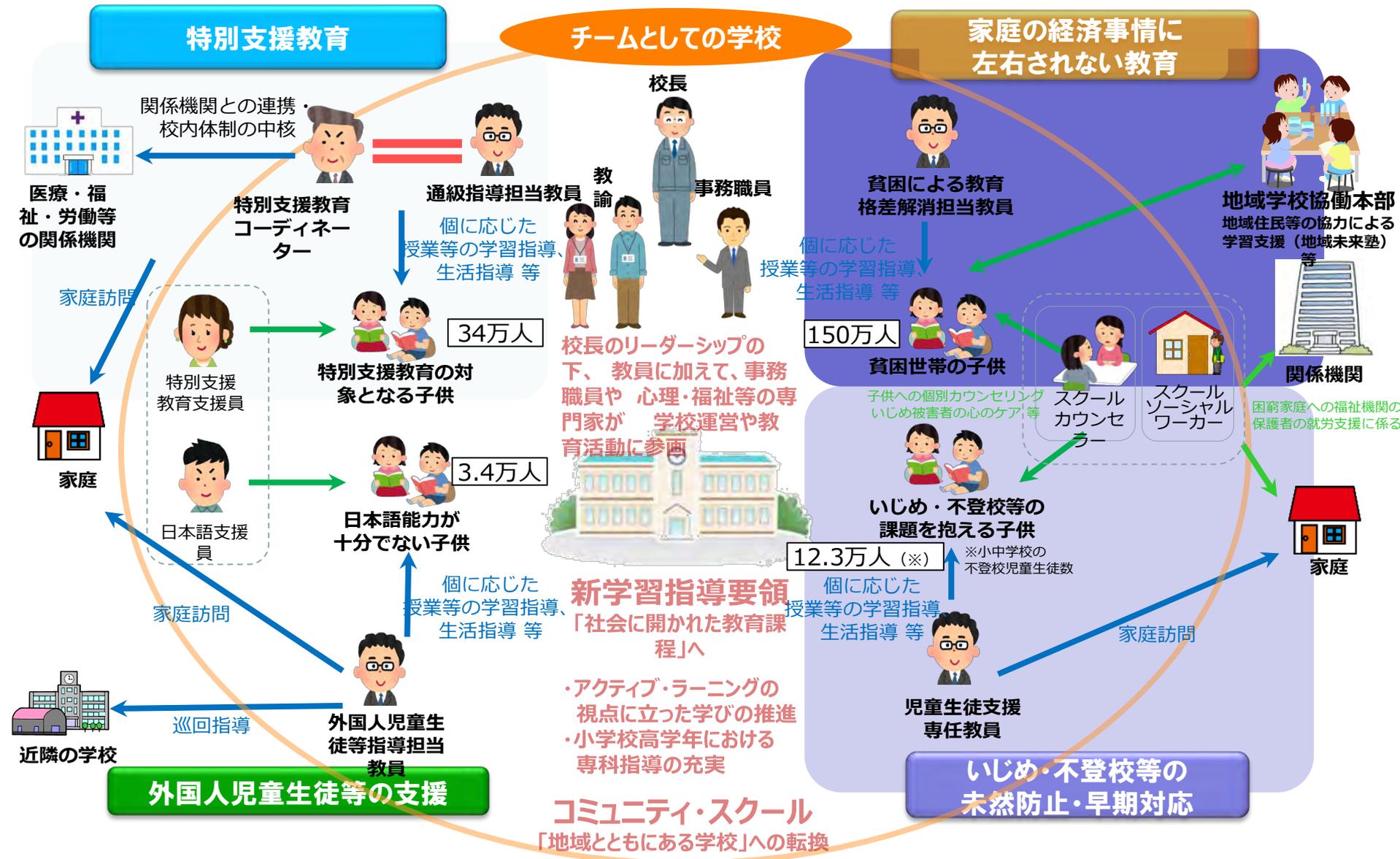
全ての児童生徒に
・知識・技能とそれを活用する力
・自ら問題を発見・解決する力
・他者と協働して新しい価値を創造する力
等を育成

「基礎定数」と「加配定数」のベストミックスを政策目的・目標に応じて追求

学校の組織運営改革（「チームとしての学校」）、教職員の業務改善等の取組と相まって、目標を実現

次世代の学校指導体制の在り方について（中間まとめ）

～イメージ図～



「次世代の学校・地域」創生プランを実現
 すべての子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」の実現